

令和4年2月

お客さま各位



### 預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」の新設および「未利用口座の残高が手数料額以下の場合の自動解約」の取扱開始、ならびに「残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑不要化」の取扱開始に伴い、令和4年4月1日付で下記のとおり預金規定を改定します。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

#### 記

#### 1. 改定する規定

##### (1) 預金規定

- 普通預金（決済用普通預金を含む）・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定
- 普通預金（決済用普通預金含む）規定 ○総合口座取引規定
- 貯蓄預金規定 ○納税準備預金規定

#### 2. 改定日

令和4年（2022年）4月1日（金）

#### 3. 改定内容

- (1) 普通預金（決済用普通預金を含む）・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定

新	旧
1. ～3. <省略> 4. (印鑑照合等) (1) 払戻請求書、諸届その他の書類 に使用された印影を届出の印鑑と 相当の注意をもって照合し、相違	1. ～3. <省略> 4. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類 に使用された印影を届出の印鑑 と相当の注意をもって照合し、相

新	旧
<p>ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。</p> <p><u>(2) 各預金規定に基づき、当金庫が認めて払戻請求書に届出の印章を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>— 以下省略 —</p>	<p>違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>— 以下省略 —</p>

(2) 普通預金（決済用普通預金を含む）規定

新	旧
<p>1. ～4. &lt;省略&gt;</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p><u>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p><u>(3) この預金口座から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。</u></p>	<p>1. ～4. &lt;省略&gt;</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。</p>

新	旧
<p>(4) 同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>(5) 第1項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</p> <p>6. &lt;省略&gt;</p> <p>7. (未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 最終取引日から2年以上、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) 未利用口座管理手数料</p> <p>① 本手数料は、前項(1)の口座のうち、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>② 未利用口座となった場合には、この預金口座から払戻し請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料の引落しができるものとします。</p> <p>③ 預金残高が未利用口座管理手数料の額に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手</p>	<p>(3) 同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>(4) 第1項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</p> <p>6. &lt;省略&gt;</p> <p>&lt;追加&gt;</p>

新	旧
<p><u>数料に充当のうえ、預金口座を解約いたします。</u></p> <p>④ <u>ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた預金口座の再利用はできません。</u></p> <p>(3) <u>手数料の改定・新設</u> <u>この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたます。</u></p> <p>— 以下省略 —</p>	<p>— 以下省略 —</p>

(3) 総合口座取引規定

新	旧
<p>1. ～3. &lt;省略&gt;</p> <p>4. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 普通預金を払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、総合口座通帳（以下「この通帳」といいます。）とともに提出してください。</p> <p>(2) <u>普通預金の払戻しにおいて、前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(3) 普通預金から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>(4) 普通預金から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払戻</p>	<p>1. ～3. &lt;省略&gt;</p> <p>4. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 普通預金を払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、総合口座通帳（以下「この通帳」といいます。）とともに提出してください。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>(2) 普通預金から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>(3) 普通預金から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払戻</p>

新	旧
<p>すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>(5) 第1項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</p> <p>— 以下省略 —</p>	<p>すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>(4) 第1項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</p> <p>— 以下省略 —</p>

(4) 貯蓄預金規定

新	旧
<p>1. ～4. &lt;省 略&gt;</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) <u>前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(3) 第1項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名</p>	<p>1. ～4. &lt;省 略&gt;</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>&lt;追 加&gt;</p> <p>(2) 第1項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名</p>

新	旧
<p>義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</p> <p>6. ～7. &lt;省 略&gt;</p> <p>8. (未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) <u>最終取引日から2年以上、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>(2) <u>未利用口座管理手数料</u></p> <p>① <u>本手数料は、前項(1)の口座のうち、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p>② <u>未利用口座となった場合には、この預金口座から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料の引落しができるものとします。</u></p> <p>③ <u>預金残高が未利用口座管理手数料の額に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金口座を解約いたします。</u></p> <p>④ <u>ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた預金口座の再利用はできません。</u></p>	<p>義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</p> <p>6. ～7. &lt;省 略&gt;</p> <p>&lt;追 加&gt;</p>

新	旧
<p>(3) <u>手数料の改定・新設</u>  <u>この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたます。</u>  — 以下省略 —</p>	<p>— 以下省略 —</p>

(5) 納税準備預金規定

新	旧
<p>1. ～4. &lt;省略&gt;  5. (預金の払戻し)  (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむをえないものと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。  (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。  (3) <u>前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u>  (4) <u>租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税通知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切</u></p>	<p>1. ～4. &lt;省略&gt;  5. (預金の払戻し)  (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむをえないものと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。  (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。  &lt;追加&gt;  (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税通知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切</p>

新	旧
<p>手を渡しますので、それにより納付してください。</p> <p>(5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。なお、同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>(6) 第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</p> <p>— 以下省略 —</p>	<p>手を渡しますので、それにより納付してください。</p> <p>(4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。なお、同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>(5) 第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</p> <p>— 以下省略 —</p>